最終更新日：2017年10月30日

株式会社ＮＳＤ
代表取締役社長　　今城　義和
問合せ先：03-3257-1250
証券コード：9759
http://www.nsd.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、「経営理念」・「経営の基本方針」に基づき、意思決定の迅速化、経営責任の明確化、コンプライアンス体制の充実・強化及び適時・適切な情報開示などを通して、株主・投資家の皆様等の信任を得ることであります。確固たるコーポレート・ガバナンス体制は、適正な利益を確保し継続的な企業価値の増大を図る基盤であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－４．いわゆる政策保有株式】
当社は、投資先企業との関係強化を図る等の経営政策上、保有の合理性があると判断した上場株式を保有する場合があります。政策保有株式については、年１回以上、銘柄ごとに経営政策上の具体的メリットや保有条件を検証し、保有方針を取締役会へ付議することとしております。

政策投資株式の議決権については、原則として全ての銘柄の議決権を行使することとし、投資先企業の長期的な業績見通し、当社の経営政策上のメリット等を判断基準としています。また、議決権行使に当たっては、当社所定の手続きを経て実行するものとしています。

【原則１－７．関連当事者間の取引】
当社は、取締役・監査役・主要株主等の関連当事者間との取引については、取締役会での承認決議を必要とすることとしており、取締役会規定で定めています。

【原則３－１．情報開示の充実】
（1）当社は、経営理念として「NSDグループは、社員・お客様・株主の皆様との共存共栄を企業活動の原点として、常に最先端のIT技術を探求し、人や社会の役に立つソリューションの創造・提供を通じて、社会の健全な発展に積極的に貢献します。」を掲げ、また中期経営計画については、2015年４月から2018年３月までの３か年計画を策定し、それぞれ当社ウェブサイトや事業のご報告等で開示しています。

（2）当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、当社ウェブサイトやコーポレートガバナンス報告書等で開示しています。

（3）取締役の報酬については、基本報酬である月額報酬と業績に連動させた賞与とで成り立っており、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で支給しています。賞与については、担当部門の年度計画に対する達成率に定性的な指標も加味して評価することを、事前に取締役及び取締役会に示しており、その評価に基づいて取締役会で決定しています。

（4）取締役会が経営幹部の選任や取締役・監査役候補の指名を行うに当たっては、当社の業績及び企業価値向上に対する貢献度、毎月の取締役会での各取締役の発言内容を通じた評価及び選任に当たっての選任理由を十分に審議した上で行うことにより、公正かつ透明性を確保しています。

（5）取締役・監査役候補者の説明については、株主総会招集通知の参考書類に記載しております。

【補充原則４－１－１】
当社は、取締役会規定・経営会議規定・職務権限規定・執行役員規定等により、取締役会の運営や決議事項を規定するとともに取締役・執行役員の業務について明確にしています。これらの概要については、当社ウェブサイトやコーポレートガバナンス報告書等で開示しています。

【原則４－８．独立社外取締役の有効な活用】
当社は、金融機関等の上場企業において豊富な企業経営の経験を持つ、２名の独立社外取締役を選任しています。独立社外取締役は、取締役会において独立した客観的な立場から様々な意見・助言を行い、企業価値の向上に貢献しています。

【原則４－９．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社では、会社法上の要件を満たすことに加え、中立の客観的見地から当社経営陣に対する監視機能を果たすことが出来ること、当社の経営課題について積極的な提言・提案が出来ること、及び企業経営や法務・会計等の専門分野での豊富な経験や高い見識を有していることを選任の前提としております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者を独立社外取締役に指定しています。なお、独立社外取締役の独立性や選定理由については、株主総会招集通知に記載するとともに、当社ウェブサイト及び株式会社東京証券取引所ウェブサイトに掲載しています。

【補充原則４－１１－１】
当社は、取締役会は業務執行の監督と重要な経営判断を行うために、多様な経験や考え方を持った取締役で構成されることが必要だと考えています。
当社の取締役会は、業務に精通した社内取締役４名と豊富な企業経営の経験や実績を有する独立社外取締役２名の合計６名の取締役で構成

されており、活発で建設的な議論を行っています。
　また、監査役についても取締役会で経営に関する適切な助言を行うために、多様な経験や高い見識が必要だと考えており、監査役3名の内、企業経営の経験が豊富な社外監査役2名を選任し、取締役会で多様な助言を頂いております。

【補充原則4－11－2】
　当社の取締役・監査役が、他の上場会社の役員を兼務する状況は以下の通りですが、当社でのそれぞれの役割や責務を適切に果たすために、十分な時間と労力を充てて頂いております。また、その兼務状況は、株主総会招集通知や有価証券報告書その他で毎年開示しています。
(1) 社外取締役　小川　昭一
　　フィデアホールディングス株式会社　社外取締役
(2) 社外取締役　山下　公央
　　株式会社名村造船所　社外監査役
(3) 社外監査役　小野　功
　　株式会社京葉銀行　社外監査役
(4) 社外監査役　川島　貴志
　　第一フロンティア生命保険株式会社　代表取締役社長
　　第一生命ホールディングス株式会社　取締役

【補充原則4－11－3】
　当社取締役会は、毎年、各取締役・各監査役による自己評価に基づき、取締役会の実効性について分析・評価を行い、取締役会の運営等の改善に活用しております。2016年度につきましては、取締役会の構成・運営、事業運営への影響力行使等の観点から分析・評価を行い、取締役会は適切に運営され、取締役会全体の実効性は確保されていることを確認しました。

【補充原則4－14－2】
　当社は、取締役・監査役を対象とした株式会社東京証券取引所が提供する研修プログラムを導入するとともに、金融機関や弁護士、監査法人等が開催する外部セミナーに参加を推奨し、費用を負担することで取締役・監査役としての役割及び責務についての理解を深めるための支援を積極的に行っております。

【原則5－1．株主との建設的な対話に関する方針】
　当社は、経営管理・IR室をIR担当部署とし、社長をはじめ、同室担当取締役をIR担当取締役として株主との対話を推進しています。機関投資家やアナリスト等に対しては、決算説明会を原則として年2回開催するとともに、面談の申し出があった株主に対しては、出来る限り面談の機会を設け、理解を深めていただくように努めています。個人投資家に対しても、個人株主向けIRフェアへ参加する等、様々な機会を活用して株主や投資家と積極的な対話を推進しています。また、欧米やアジアの投資家に対しては、原則として年2回以上海外IRを実施しています。

2．資本構成

外国人株式保有比率 更新	20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	4,609,700	9.77
ＩＰＣ株式会社	3,124,000	6.62
野村信託銀行株式会社	2,246,160	4.76
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	2,084,200	4.41
有限会社ＫＤアソシエイツ	1,650,000	3.49
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	1,503,047	3.18
ＮＳＤ従業員持株会	1,253,327	2.65
橋 田　麗 子	1,232,000	2.61
ＲＢＣ ＩＳＴ	1,083,630	2.29
第一生命保険株式会社	1,037,300	2.19

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月

業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、親会社及び上場子会社を有しておらず、特記すべき事項はございません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小川　昭一	他の会社の出身者								△			
山下　公央	他の会社の出身者								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小川　昭一	○	小川昭一氏は、株式会社池田泉州ホールディングスの取締役及び株式会社池田泉州銀行の代表取締役副頭取を6年前に退任しております。 2017年3月期における株式会社池田泉州ホールディングスの連結売上高に占める当社企業集団の売上高は0.1%未満と極めて僅少であります。 現在、社外取締役でありますフィデアホールディングス株式会社と当社企業集団との取引はございません。	金融機関の経営者としての豊富な経験や経営に関する高い見識と監督能力を有しており、当社の事業及び経営全般について、取締役会などで客観的で広範かつ高度な視点からの助言をいただくためであります。 当社と小川昭一氏との間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断いたしております。また、株式会社東京証券取引所の定める独立性に関する判断基準に適合しております。

山下　公央	○	山下公央氏は、株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル･グループの執行役員を12年前に退任しております。 過去に社外取締役または社外監査役でありましたカブドットコム証券株式会社、ＪＸオーシャン株式会社、日本証券金融株式会社、三信株式会社、ならびに現在、社外監査役であります株式会社名村造船所と当社企業集団との取引はございません。また、社外監査役でありました株式会社みどり会につきましては、2017年3月期における同社の売上高に占める当社企業集団の売上高は0.2%未満と極めて僅少であります。	金融機関のリスク管理及びコンプライアンスを担当する執行役員や、製造業の社外監査役などを通じた豊富な経験や経営に関する高い見識と監督能力を有しており、当社の事業及び経営全般について、取締役会などで客観的で広範かつ高度な視点からの助言をいただくためであります。 当社と山下公央氏との間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断いたしております。また、株式会社東京証券取引所の定める独立性に関する判断基準に適合しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査部門である監査室の監査結果は定期的に代表取締役社長、監査役に報告されております。また、監査役は、監査室からの内部監査結果の報告、会計監査人から監査の実施状況の報告を受けるとともに、意見交換を行うなど、監査室、会計監査人との相互連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小野　功	他の会社の出身者													
川島　貴志	他の会社の出身者										○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小野　功		―	製造業及び情報システム事業の経営者としての豊富な経験や経営に関する高い見識と監督能力を有しており、当社の事業及び経営全般について、取締役会などで客観的で広範かつ高度な視点からの助言をいただくためであります。 当社と小野功氏との間には特別の利害関係はありません。
川島　貴志	○	川島貴志氏は、第一生命ホールディングス株式会社の取締役及び第一フロンティア生命保険株式会社の代表取締役社長として業務を執行しております。 2017年3月期における第一生命ホールディングス株式会社の連結売上高に占める当社企業集団の売上高は0.1%未満と極めて僅少であります。	金融機関の経営者としての豊富な経験や経営に関する高い見識と監督能力を有しており、当社の事業及び経営全般について、取締役会などで客観的で広範かつ高度な視点からの助言をいただくためであります。 当社と川島貴志氏との間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断いたしております。また、株式会社東京証券取引所の定める独立性に関する判断基準に適合しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 更新

1．各事業年度の業績等を勘案し、取締役賞与を支給しております。
2．株式報酬型ストックオプションを2005年に付与いたしました。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役

該当項目に関する補足説明

社内取締役に対して、業績向上へのインセンティブを高めることを目的として、株式報酬型ストックオプションを付与いたしました。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び事業報告において、取締役及び監査役の報酬をそれぞれ総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、基本報酬である月額報酬と業績に連動させた賞与とで成り立っており、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で支給しています。賞与については、担当部門の年度計画に対する達成率に定性的な指標も加味して評価することを、事前に取締役及び取締役会に示しており、その評価に基づいて取締役会で決定しています。
監査役の報酬等は、経営から独立性を確保するために固定報酬である基本報酬のみとしております。監査役個々の基本報酬については、株主総会決議により決定された年額報酬限度額内で、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役・社外監査役のサポート体制につきましては、経営管理・IR室等による適時・適切な情報伝達を通じて、職務の遂行をサポートしております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、監査役制度を採用しており、会社の機関としては、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置き、その他、経営会議及び各種委員会を設置しております。

当社は、社外取締役2名及び社外監査役2名のうち1名の計3名の独立役員により、社外からの客観的・中立的な経営監視の機能を図る体制をとっております。

なお、賠償責任を法令が規定する額に限定する旨の「責任限定契約」を社外取締役2名、社外監査役2名と締結しております。

また、監査役の機能強化に係る取組状況に関し、監査役監査を支える人材・体制の確保につきましては、監査役（会）がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当該使用人を監査室に属する使用人より兼務として選任しており、現在は、監査室に属する使用人2名が選任され、監査役（会）の職務を補助しております。なお、監査役（会）からその職務執行にあたり、当該使用人に対し指示があった場合、その指示の実効性を確保するため、当該使用人は、当該指示については監査役（会）の指揮命令権に従うとともに、指示の有無・内容等につき監査役（会）に対し守秘義務を負うものとしております。次に、財務・会計に関する知見を有する監査役の選任につきましては、監査役3名全員が事業会社の役員経験者であり財務・会計に関する知見を有すると判断しております。最後に、独立性の高い社外監査役の選任につきましては、社外監査役2名のうち1名を独立役員に指定しております。

取締役会は、経営の重要な意思決定を行うため月1回以上開催されております。監査役会は、監査方針及び各監査役の職務分担を決定し、取締役の職務執行状況や内部統制システムの整備・運用状況に対する各監査役の監査結果を協議するため、定例的に開催されております。経営会議は、重要な経営課題を審議するために原則として月2回開催しております。また、「経営の意思決定及び監督機能」と「業務執行」を分離するため、執行役員制度を導入し、取締役会の監督機能の強化と執行役員による、より機動的な業務執行を図っております。

委員会としては、リスク・マネジメント委員会、コンプライアンス委員会、情報セキュリティ委員会を設置しております。リスク・マネジメント委員会は、委員長を代表取締役社長とし、委員は内部統制担当役員を含む関連役員・部室長で構成しております。同委員会は、全社的リスク管理の遂行を目的としております。コンプライアンス委員会は、委員長を代表取締役社長とし、委員は関連役員・部室長で構成しております。同委員会は、コンプライアンス違反への対応や未然防止策の審議を担当しております。 情報セキュリティ委員会は、関連役員・部室長を中心に委員を構成しております。同委員会は、全社的なセキュリティ対策を担当、情報セキュリティポリシー等の規定策定を担っております。なお、コンプライアンス啓蒙・教育活動及び情報セキュリティ研修については、担当部署により実施しております。

会計監査人につきましては、有限責任あずさ監査法人を選任しております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、櫻井清幸氏及び貝塚真聡氏であり、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名その他4名であります。監査日程は、期末に偏ることなく期中においても適時監査が実施されております。また、通常の会計監査に加えて重要な会計的課題についても適宜、意見交換をしております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状のガバナンス体制を採用している理由につきましては、当社グループの事業領域が多岐にわたらないこと、事業の規模に相応の効率的ガバナンス機構を構築することの各観点から現状の体制を採用するものであり、監査役の機能と併せ社外取締役を複数登用しており、取締役会の機能を強化し、経営に対する監督機能の充実を図ることが合理的であると判断し、現在の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日に対し1週間程度の早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	－
電磁的方法による議決権の行使	2015年6月24日開催の当社第46回定時株主総会より、インターネットによる議決権行使を実施いたしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームにつきましても、2015年6月24日開催の当社第46回定時株主総会より実施いたしております。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知（要約）の英文での提供につきましても、2015年6月24日開催の当社第46回定時株主総会より実施いたしております。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び第2四半期決算発表直後に決算説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	欧米を中心に原則として年2回以上の頻度で投資家向け説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社公開ウェブサイトに、有価証券報告書、決算短信、株主の皆様へ（事業のご報告）、決算説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署として、経営管理・IR室（4名）を設置しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社内規定等につきましては、「ＮＳＤグループ行動基準」、「ＮＳＤグループ行動規範」を制定し、企業倫理、行動規範等を定め、各ステークホルダーとの良好な関係構築をめざしております。 女性の活躍方針につきましては、当社では女性の活躍推進に向けて採用・配属・昇進などにおいて男女の区別無く実力に応じた評価を行っております。 現在は、女性の執行役員がおり、事業部長として活躍するなど、女性を登用しております。 また育児支援策として法令を上回る休暇制度を導入するとともに育児休業期間中の復職支援・情報提供や出産・育児休暇マニュアルの整備、産休時・復職時の各種説明会を実施するなど女性の活躍しやすい職場づくりに積極的に取り組んでおります。 なお、このような取り組みにより当社は2008年より次世代育成支援対策推進法の「子育てサポート企業」の認定を頂いております。

環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	1．2010年2月に公益財団法人プラン･インターナショナル･ジャパンを通じてハイチ大地震の被災者に対する義援金を100万円拠出いたしました。 2．環境保全活動の一環として、2010年10月に、本社、支社および事業所で排出される温室効果ガスの排出量をオフセットするため、二酸化炭素換算1千トン相当分の排出権信託受益権を取得いたしました。 3．東日本大震災により被災された方々への支援、及び被災地復興のため3,000万円のお見舞金を拠出いたしました。 4．当社は株主様に持株数と株式保有期間に応じたポイントを発行し、カタログから希望する優待商品（寄付メニューを含む）を選択いただく株主優待制度を実施いたしております。2016年度における株主優待では株主様からご寄付いただいた約268万円を、以下の3団体へ送金いたしました。 ⑴ 熊本地震の被災地の復興支援活動を行っている熊本県 ⑵ 東日本大震災の被災地への支援活動などを行っている特定非営利活動法人ジャパン･プラットフォーム ⑶ 小中学生に「命」や「自然」の大切さを考えてもらうために、水や海をテーマにした作文を公募するざぶん賞実行委員会 5．障がい者スポーツ事業への協賛･支援 当社は障がい者スポーツの振興をサポートするために、以下の大会に協賛金を拠出いたしました。 2015年2月「IPCクロスカントリースキー ワールドカップ旭川大会」 2017年3月「IPCノルディックスキー ワールドカップ札幌大会」 6．未来を担うIT人材の育成に貢献するために「PCN こどもプログラミングコンテスト2017夏」に協賛金を拠出いたしました。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「ＮＳＤグループ行動基準」、「ＮＳＤグループ行動規範」において、積極的かつ公平･公正な情報開示を行う旨を定めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社の関係会社から成る企業集団の内部統制システムの主要な枠組みは、1．ＮＳＤグループ行動基準、ＮＳＤグループ行動規範等の行動規範を関係会社を含む全役職員へ周知徹底すること　2．当社及び各関係会社において業務分掌、職務権限規定等により各取締役、執行役員及び使用人の分掌と権限の明確化を図り、所管する各業務における内部統制を有効に機能させること　3．代表取締役社長に直属する「監査室」による関係会社を含む事業活動全般にわたる内部監査の実施　4．監査役による取締役の職務執行の監査であります。

また、内部統制の強化･補完を図るため、役職員その他当社の業務に従事する者が不利益を受けることなく通報できる「通報･相談窓口」を社内及び外部の法律事務所に設置しております。

当社は、リスク管理規定に従い、取締役会の下に設置したリスク･マネジメント委員会が、全社横断的にリスク管理を遂行し各リスクの担当部署や委員会等を指導･監督するリスク管理体制を採っております。

当社は常に様々なリスクを想定して事業活動を行っておりますが、リスク･マネジメント委員会は、それらのリスクの中から当社全体で優先的に対処すべき重要なリスクを選定し、重点的にリスク管理を行っております。また、コンプライアンスリスク、情報セキュリティリスクなど重要なリスクにつきましては、リスク･マネジメント委員会の下に各々委員会を設置し、機動的な活動によりコンプライアンス及び情報セキュリティの強化を行っております。個人情報漏洩リスクにつきましては、担当部署が全社の個人情報の状況を統括しており、プライバシー･マークの維持、更新及び漏洩等のリスクを抑止する体制としております。戦略的投資等の事業機会に関するリスクにつきましては、経営会議で審議され、その審議結果を踏まえ取締役会で採否が決議される対応となっております。なお、重大な災害等の緊急事態が発生した場合は、「事業継続計画書」に従って対応し、代表取締役社長を本部長とする緊急対策本部を立ち上げ事態の収拾にあたります。

当社は、関係会社の業務の適正を確保するために関係会社管理規定を制定しております。同規定に基づき、関係会社の重要事項の決定のうち、一定の事項については当社の事前承認を条件としているほか、関係会社の経営内容を把握するために必要な情報や、当社が適時開示を義務付けられる関係会社の事象、重大なクレーム･トラブル等営業上重要な情報が、当該関係会社から当社に直ちに報告される体制を整備しております。また、取締役会へ各関係会社を担当する取締役から財務状況及び業務執行状況等の報告を適宜行っております。

当社の監査役は3名、うち社外監査役2名であります。 当社の監査役監査は、取締役会への出席(常勤監査役は経営会議へも出席)、重要な決裁書類等の閲覧、さらに業務及び財産の調査等を通じて取締役の職務執行状況や内部統制機能の整備･運用状況を監査しております。 また、内部監査の組織としては代表取締役社長の直属の監査室があり、7名の要員が担当し、年度監査計画と監査チェックリストに基づき当社各部門及び関係会社を、「内部牽制機能の整備･運用状況ならびに法令･社内規定の遵守状況」を重点項目として監査しております。監査役及び監査室の法令遵守の監査では、顧問弁護士の見解を参考にしながら行われております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、不法･不当な要求には一切応じない。」ことを基本方針としております。この方針を「ＮＳＤグループ行動基準」ならびに「ＮＳＤグループ行動規範」に明記するとともに、具体的な対応の窓口やルールを定め、全員に周知しております。さらに、取引に関する規定において「反社会的勢力との取引は、一切禁止する。」旨を規定しております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

企業価値の最大化が、各ステークホルダーの利益に寄与する施策と考え、買収防衛策は実施しておりません。将来、環境の変化等で、買収防衛策を導入する場合には、適時適切に情報開示いたします。

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1．会社情報の適時開示に係る社内体制の整備状況

当社は、社会的に健全かつ公正な企業活動を行って行くために、役職員が遵守すべき行動規範として、１０項目の『ＮＳＤグループ行動基準』を制定しておりますが、その中で企業情報の開示について、「私たちは、株主はもとより、社会とのコミュニケーションの重要性を認識し、迅速･適切な情報の開示を行います」と定めております。

さらに、『ＮＳＤグループ行動基準』の具体的な行動指針を定めた『ＮＳＤグループ行動規範』において、情報の適時開示について次のとおり定めております。「私たちは、株主、投資家、取引先をはじめ広く社会に対し、会社の情報を適時適切にかつ積極的に開示し透明性を高めるとともに、社会の信頼を得るように努力します。私たちは情報の開示に当たって、定められたルールと方法によって行うとともに、外部から情報提供を求められた場合は必ず経営管理･ＩＲ室に連絡しその指示に従います。」

また、『ＮＳＤグループ行動規範』では、「インサイダー取引」、「情報の管理と保全」等の規定を設け、情報全般の取扱についての役職員の行動指針を定めております。『ＮＳＤグループ行動規範』については、社長をトップとしたコンプライアンス委員会において、研修等による周知活動を継続的に行うとともに、遵守状況をチェックし、実効性の維持を図っております。

2．会社情報の適時開示に係る会社の管理体制

当社におきましては、会社情報の適時開示に係る社内体制を以下のとおり構築し、運営しております。

当社は、情報開示の重要性に鑑み、情報取扱責任者に経営管理･ＩＲ室長を任命、開示･広報･IR等は経営管理･ＩＲ室が担当するものと定めた上で、各情報の適時開示に係る社内体制を以下のとおり構築し、運営しております。

(1) 決定事実に関する情報

取締役会等における決定事実を情報取扱責任者に集約しております。情報取扱責任者は開示規則等に照らして、開示が必要な事項については、開示文書作成指示及びTDnetによる開示指示を関係部署に行うとともに、当社ウェブサイトに掲載し、当該情報の周知を図っております。

(2) 発生事実に関する情報

業務遂行の過程で生じた損害、主要株主の異動、その他開示の必要な事項が発生した場合、その事項を管轄する部門の責任者（部室長等）に情報を集約したうえで、担当役員、情報取扱責任者、代表取締役社長に報告しております。情報取扱責任者は開示規則等に照らして、開示が必要な事項については、開示文書作成指示及びTDnetによる開示指示を関係部署に行うとともに、当社ウェブサイトに掲載し、当該情報の周知を図っております。

(3) 決算に関する情報（四半期を含む）

決算に関する情報（本決算、四半期決算）の開示については、迅速かつ正確を旨とし、経理部を中心として作成した資料を取締役会において決議のうえ開示しております。決議後、情報取扱責任者はTDnetによる開示指示を行うとともに、当社ウェブサイトに掲載し、当該情報の周知を図っております。

会計上の事案については、監査法人と常に緊密な連携を保ち、適切･正確な処理を行うとともに、有価証券報告書、決算短信、四半期決算短信等については、監査法人ならびに監査役の監査等必要な手続きを経た上で開示しております。

また、業績の予想については、経理部において行う月次決算に基づき、経営会議で審議し、必要に応じ各部門の期末までの予算の見直しを行ったうえ、取締役会の決議を経て、必要に応じ適切な開示を行うこととしています。なお、開示を行う際には、情報取扱責任者は、開示規則等に照らして、開示文書作成指示及びTDnetによる開示指示を行うとともに、当社ウェブサイトに掲載し、当該情報の周知を図っております。

(4) 適時開示のチェック体制

決定事実･発生事実･決算情報については、取締役会での決議後に、情報取扱責任者である経営管理･ＩＲ室長に集約しております。

経営管理･ＩＲ室長は、適時開示の要否の決定を行うと同時に、開示が適時行われたことを確認することによりチェック機能を果たしており、適時適切な開示体制の確保に努めています。なお、重要事項につきましては、内部者の取引規制および内部情報管理に関する規定に従い、情報管理の徹底及びインサイダー取引の防止を図っております。

また、各監査役は、取締役会等への出席の他、取締役からの聴取、計算書類等重要書類の閲覧などの方法により、上記チェック体制が適正に機能しているかの監査を実施しております。

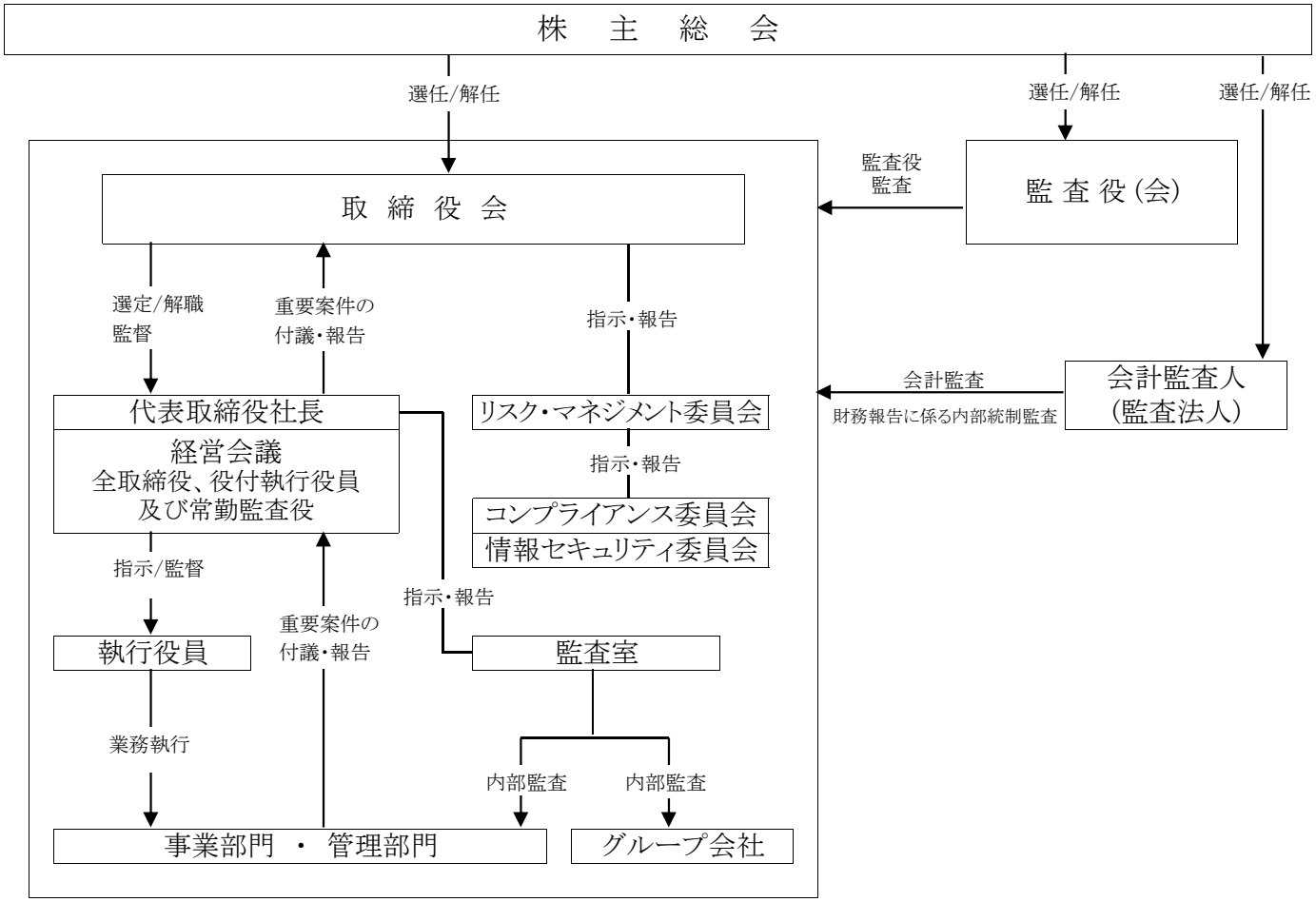
株　主　総　会
選任/解任
選任/解任
選任/解任
監査役
監査
監 査 役 (会)
取 締 役 会
選定/解職
監督
重要案件の
付議・報告
指示・報告
会計監査
財務報告に係る内部統制監査
会計監査人
(監査法人)
代表取締役社長
経営会議
全取締役、役付執行役員
及び常勤監査役
リスク・マネジメント委員会
指示・報告
コンプライアンス委員会
情報セキュリティ委員会
指示/監督
指示・報告
重要案件の
付議・報告
執行役員
監査室
業務執行
内部監査
内部監査
事業部門 ・ 管理部門
グループ会社

会社情報の適時開示に係る社内体制の整備状況

